

国土建推第32号

平成26年10月30日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

建設現場における死傷災害の増加に伴い、本年8月、厚生労働省から労働災害防止に向けた取組の強化を要請されたところです。

建設業における労働災害防止については、元請建設企業と下請建設企業が、建設工事の下請契約を締結する段階から労働災害防止対策に関する意識を共有していることが必要であり、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分の明確化を図るよう、別添のとおり「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー（平成19年6月策定）」（以下「ガイドライン」という。）の一部を改訂したので通知します。

貴会におかれましては、本ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしく願いするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願いします。